

# 都市計画法第34条第8号の2に関する申請に必要な書類

## (別紙) 従前地に関する書類

◎提出部数は2部です(正本1部、副本1部)。副本に添付する書類については、コピーでも構いません。

提出書類	備考等
1 従前建築物等の位置図	1/15000 都市計画図に申請地を朱書きしてください。 ※必要な部分のコピーで可。方位、縮尺を記載してください。 ※都市計画の変更が行われた場合には、変更内容がわかる書面を添付してください。 (生産緑地等)
2 従前建築物等の案内図	1/2500 現況図(白図)に申請地を朱書きしてください。 ※必要な部分のコピーで可。方位、縮尺を記載してください。
3 従前建築物等の公図の写し	法務局公図の写しを使用し、開発区域を朱書きしてください。
4 従前建築物等の土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	交付から3ヶ月以内のもので、最新の登記事項が記載されているもの。申請地が複数の土地から構成されている場合は、全ての土地の登記事項証明書を添付してください。
5 従前建築物等の建物登記事項証明書 (全部事項証明書)	交付から3ヶ月以内のもので、最新の登記事項が記載されているもの。申請地が複数の土地から構成されている場合は、全ての土地の登記事項証明書を添付してください。
6 従前建築物等の所有権を有する者の同意書	従前建築物等の土地・建物について申請者以外の者の権利が登記されている場合のみ添付してください。権利者本人が記名し、実印を押印してください。 交付から3ヶ月以内の印鑑登録証明書を添付してください。 ※この書類のみ、登記地積を記入してください。
7 従前地現況写真	カラー写真2方向以上とし、撮影方向図を添付してください。
8 従前建築物等の現況図	1/500 以上の縮尺とし、従前区域を朱書きし、方位、現在の用途、構造、延べ床面積、既存建築物の配置、境界、災害レッドゾーンの区域、地盤の高低差、工作物等を記載してください。
9 従前建築物等が都市計画法に適合していることを確認できる書類	都市計画法に基づく許可書等の写し、建築確認通知書の写し、既存宅地確認通知書等

### 従前建築物等の除却後

提出書類	備考等
1 従前建築物等除却完了報告書	
2 従前建築物等の現況写真	カラー写真2方向以上とし、撮影方向図を添付してください。
3 開発・建築許可通知書の写し	代替建築物等の許可通知書

※ 太字の提出書類、1/15000 都市計画図及び 1/2500 現況図(白図)は、所沢市HPからダウンロードできます。

※ 1/15000 都市計画図及び 1/2500 現況図(白図)は、市役所低層棟1階 市政情報センターでもコピーできます。